

情報倶楽部

2022年4月

No. 252

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 株式等の利子や配当にかかる税金

Q. 株式の配当に対する税金は、どのようになっているのですか？

A. 株式の利子や配当は、次の区分に応じ、その収入に次の税率を掛けた金額が源泉徴収されます。

① 上場株式等の利子等・配当等…20.315%（源泉所得税15.315%、地方税5%）

② 一般株式等の配当等…20.42%（地方税なし）

株式等の利子等・配当等は、原則として確定申告が必要ですが、一定のものは、確定申告不要制度を選択することができます。

① 確定申告

・ 総合課税

株式の配当等は、配当所得とその他の所得を合計して総所得金額を求め、確定申告によって源泉徴収されている所得税等を精算します。その際には、配当控除の適用を受けることができます。

・ 申告分離課税

上場株式の配当等は、総合課税ではなく申告分離課税を選択することができます。

ただし、配当控除の適用はありません。申告分離課税の税率は20.315%です。

② 申告不要制度

次の場合は、申告不要とすることができます。

・ 上場株式等の利子等・配当等…大口株主が支払いを受ける配当等以外の場合

・ 一般株式等の配当等…1回に支払いを受ける金額が1銘柄10万円以下の場合

過去に確定申告をしていない者は、配当控除により源泉所得税の還付申告を提出することができますが、令和4年12月31日まで申告することができるのは平成29年分までです。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nisa/pdf/jyojyokabushiki.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1330.htm>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1331.htm>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2018/a/03/order2/yogo/3->

[2_y01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2018/a/03/order2/yogo/3-2_y01.htm)

贈 与 税

★ 贈与者が贈与した年に死亡した場合

Q. 今年になって父親から贈与を受けましたが、その父親が事故で亡くなってしまいました。贈与税と相続税の取扱いは、どうなりますか？

A. 贈与者が贈与をした年に亡くなった場合、受贈者の贈与税・相続税の取扱いは、次のようになります。

【相続時精算課税を受けていない場合】

① 亡くなった年の贈与税

相続財産を取得する場合は相続税の対象になりますので、贈与税の申告は不要です。また、相続財産を取得しない場合は、贈与税の対象となりますので、贈与税の基礎控除を超えるときは、贈与税の申告が必要になります。

② 相続税

相続財産を取得する場合は、相続開始前3年以内の贈与財産を相続税の課税価格に加算して相続税額を計算します。

【相続時精算課税を受けている場合】

① 亡くなった年の贈与税

相続税の対象になりますので、贈与税の申告は不要です。

② 相続税

相続時精算課税の適用分の贈与財産の価額を相続財産に加算して相続税額を計算します。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4307.htm>

そ の 他

★ 事業復活支援金

Q. 事業復活支援金の申請受付が始まっているそうですが、どのような制度なのか？

A. 事業復活支援金は、**新型コロナの影響を受け**、売上が大きく減少している中小法人等及び個人事業者等に対して、事業の継続及び立て直しのための取組みを支援するものです。

概要は、次のとおりです。

【適用要件】

- ①2022年1月1日時点の資本金等の額が10億円未満(資本金の額等が定められていない場合は常時使用する従業員の数が2,000人以下)であること
- ②2019年以前から事業を行っており、基準期間(2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月)を含むいずれかの年及び2021年11月から2022年3月までの期間に売上を上げていること
- ③対象月(2021年11月～2022年3月のいずれかの月)の売上が基準月(基準期間中の対象月と同月)と比較して30%以上減少していること

【給付額の上限額】

	年間売上高		
減少率	1億円以下	5億円以下	5億円超
50%以上	100万円	150万円	250万円
20%以上	60万円	90万円	150万円

給付額は基準期間(5か月)の合計売上高－対象月の売上高×5で、年間売上高とは、基準月を含む事業年度における年間売上高をいいます。

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/pdf/leaflet.pdf

★ 相続登記の義務化

Q. 不動産を相続した場合の登記が義務化されるとか。どのようになるのですか？

A. 不動産の所有者が亡くなったのに相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主が分からず、復旧・復興事業等や取引を進められないといった問題が起きていることから、この所有者不明土地問題を防ぐための法律が令和3年4月に成立し、**令和6年4月1日から登記の義務化**がスタートすることとなりました。

ただし、相続登記の申請については、スタートから3年間の猶予期間が設けられています。

相続登記は、相続人間で遺産分割協議が整った場合には、その結果を踏まえた登記をすることになりますが、分割協議がまとまらない場合は、ひとまず、今回新たに作られた「相続人申告登記」の手続をとることで、義務を果たすこともできます。この手続は、自分が相続人であると申告して、それを示す戸籍を提出すれば、一人で行うことができます。

なお、この相続登記の義務化の制度では、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと10万円以下の過料が科される可能性がありますので注意しておいてください。